

## 平成 22 年度 継続事務事業評価シート

事業類型 I ソフト事業

2次評価対象

コード	名 称	区分	コード	名 称
事業名	442 在宅要介護者歯科保健推進事業	会計	01 一般会計	
		款	04 衛生費	
		項	01 保健衛生費	
基本 施策	06 高齢者の健やかな生活を支える	目	01 保健衛生経営費	
		細目	243 在宅要介護者歯科保健推進事業	
行革大綱の重点事項番号		細々目	51 在宅要介護者歯科保健推進事業	
担当部課	コード 名 称	担当者 氏 名	入 本 理	連絡先 (内線)
	130900 健康福祉部 健康推進課		22 - 9653 2713	

## 事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	自宅で寝たきり若しくは、それに近い状態にある在宅要介護者で歯科健診を受けることが困難な市民	※対象件数
成果(どうする)	対象者の口腔衛生の向上が図れる。また口腔衛生を管理することで、要介護者の日常における生活状況を掌握することができる。	
根拠法令・要綱等	伊賀市在宅要介護者歯科訪問健診事業実施要綱	
開始年度 年度	平成 開運事業	
終了年度 年度	平成 年度	
H21 事業内容	訪問歯科健診を伊賀歯科医師会に委託し、実施した。  ※8020 人生80年時代にあって、20本の歯があれば食生活にほぼ満足できるといわれることから、生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえるようにとのことで生まれた運動です。	
社会情勢の変化等	受診者数は、ごく僅かであるが、住所地でみると旧町村にも広がりがある。 また、口腔衛生と権利擁護業務(高齢者あんしん・みまもりネットワーク)の推進となる。	

## 整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)		
1 建設用地	運営主体	
2 建設面積 (延床面積)	委託先	
3 規模・構造	配置人員	人
4 総事業費	3 年間運営費	千円
	4 市内の類似施設	

## 事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
受診者数	人	目標	7	目標	8	8
	実績	14	実績	5		

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
再受診者	再受診者が減少することは、口腔保健指導の向上につながる。	人	目標	1	目標	1	1
		実績	1	実績	0		

投入コスト	直接事業費計(A)	H20 決算		H21 決算		H22 当初予算		H23 当初要求	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 源 内 訳	国庫支出金	392		283		332		332	
	県支出金								
	地方債								
	その他の財源	0		0		0		0	
	一般財源	392		283		332		332	
事業投入人件費(B)	0.1 人	720	0.1 人	720	0.1 人	720	0.1 人	720	
フルコスト(A)+(B)		1,112		1,003		1,052		1,052	

## 事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○	
個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業		
特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業		
事業開始からの目標・目的を継続達成している事業		
市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	○	
国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
市民の生命、財産、権利を保護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対象の範囲ができない事業		
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れない事業		
【○をつけた場合、ニーズの具体的な内容、根拠となるデータ等判断理由】	○	在宅寝たきり者等で、歯科医療機関に通院が困難な市民に対して口腔衛生の改善を図ることを目的としている。現在は治療行為が行っていないが、歯科医師会と連携し治療行為まで範囲を広げるほか、対象者の見直しを行なう等事業の充実を図る必要がある。また健康増進法により、歯科外来健診が不可能な人にとっては口腔衛生上必要である三重県の「ヘルシービーブルミス・21」においても、歯や口の健康は介護予防につながる旨の8020を展開中
高齢化社会の中で、医療と福祉が連携して在宅で市民一人ひとりに応じたサービスが可能となる。		
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業		
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
有事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○	
基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高	○	
サービス水準や対象を見直す余地がある。		
当初設定した計画を 80%以上 100%未満 実施している。		【計画に遅れが生じている場合、改善策】
成 予算の超過の有無 無		要介護者である独居老人などのデイサービス事業者(ヘルパー)と連携し、当該サービス利用者の拡大を目指す。
度 【予算の超過がある場合、超過の種別】		
他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		
基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。		
【事業名】		
受益者負担を求めることができる事業である。		
全体コストにおける負担構成は適正である。		
コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		
昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況		
改善策	歯科医師会において救急救命研修を導入し、訪問時に家人に応急処置の指導も実施	
昨年度の取組状況	【状況】 計画どおり進んでいる 【詳細】 事業内容の更なる周知として、歯科保健大会においてチラシを配布した。	
今後の方向性(Action)		
担当課長氏名	清 水 健 司	
【方向性】	現状維持	
【理由】		
事業の方向性	歯や口の健康は心理的、社会的な若さを演出し、高齢者の能力や意欲の維持に効果を発揮するものと考えられる。また食を含めた活発な生活行動が脳に絶えず刺激を与え、有効な治療法のない認知症の予防のために、身近な歯や口の健康は非常に意義があり、その点について高齢者歯科は非常に重要である。	
現時点における課題、その他	ごく僅かな利用者の状況	
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	本年度内に「社協だより」での事業周知と、本年開催予定の歯科保健大会で、制度概要のチラシ配布を行う。	